

## 国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程

平成16年4月1日  
規程第8号

改正 平成17年11月14日規程第54号  
平成18年3月13日規程第20号  
平成19年3月23日規程第8号  
平成21年5月29日規程第68号  
平成21年11月30日規程第73号  
平成22年11月30日規程第86号  
平成24年3月26日規程第35号  
平成26年12月1日規程第58号  
平成27年3月24日規程第13号  
平成28年2月1日規程第3号  
平成28年3月23日規程第23号  
平成28年12月1日規程第56号  
平成30年1月19日規程第2号  
平成30年12月7日規程第24号  
令和元年11月29日規程第102号  
令和2年11月30日規程第47号  
令和4年3月23日規程第45号  
令和4年12月1日規程第68号  
令和5年9月29日規程第28号  
令和5年12月1日規程第32号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

### (役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当（以下「報酬月額」という。）及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

### (報酬の支給日)

第3条 役員の報酬（期末特別手当を除く。）は、毎月17日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額及びそれに対応する職務の区分は、次表のとおりとする。

号給	本給月額（円）	職務の区分
1	518,000	理事及び監事の職務
2	576,000	
3	637,000	
4	708,000	
5	968,000	学長の職務

- 2 理事及び監事の本給月額は、その者の経歴及び業績等を考慮して、前項に規定する1号給から4号給までのいずれかの号給に学長が決定する。

(地域手当)

第5条 地域手当は、国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程(平成16年規程第14号。以下「職員給与規程」という。)第14条第1項及び第2項の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤役員に対し支給する。

(広域異動手当)

第5条の2 広域異動手当は、職員給与規程第14条の2の規定に基づく職員に対する広域異動手当の例に準じて、常勤役員に対し支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第16条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、給与規程第16条第2項に規定する額とする。  
3 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。  
4 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。  
5 前4項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第17条第1項及び第3項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 常勤役員に任命された者のうち、任命の日の前日に職員であった者は、常勤役員として引き続き支給要件が継続しているものとみなす。  
3 任期満了後再任された役員は、引き続き支給要件が継続しているものとみなす。  
4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身

赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、それぞれ職員給与規程第4条第2項で定める日に支給する。ただし、常勤の役員が国立大学法人職員就業規則第27条第2号及び第3号に規定する事由及び懲戒により解雇されたときは支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、100分の170を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与規程第29条の表（3）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による期末特別手当の額は、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

4 前3項の規定によるもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、第4条第1項及び第2項に定める常勤役員の本給月額を基に、当該非常勤役員の所定の勤務日数に応じて算出する。

(月の中途中で就任又は退職した場合の報酬)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に就任当月分の報酬（通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する場合は、報酬の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬の月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の報酬を支給する場合は、報酬の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日を乗じて得た額を報酬月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の報酬月額の全額を支給する。

(報酬の日額)

第11条 前条に規定する報酬の日額は、報酬の月額を当該月の土曜日、日曜日以外の日で除して得た額とする。

(報酬の支払方法)

第12条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員が報酬につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第13条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施に必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日から引き続き役員である者で、その者の受ける本給月額又は非常勤役員手当（以下「本給月額等」という。）が同日において受けていた本給月額等に達しないこととなる者には、本給月額等のほか、その差額に相当する額を本給月額等として支給する。

3 施行日以降に新たに役員となる者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による本給月額等を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、当該者には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、本給月額等を支給する。

附 則

1 この規程は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 平成27年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」とし、平成2

7年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

- 3 改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とし、平成28年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。
- 3 改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の報酬規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の157.5」とあるのは「100分の155」とし、平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。
- 3 この規程の改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の157.5」とし、平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。
- 3 改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、

別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 令和元年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の167.5」とし、令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。
- 3 改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

#### 附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日にこの規程の適用を受ける者について、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の165」とし、令和5年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。
- 3 改正後の国立大学法人鳴門教育大学役員報酬規程（以下「報酬規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。